

容器包装廃棄物

処理区分 種類 主体等	収 集 運 搬			中 間 処 理			管 等			最終処分	
	処理主体	量	搬入先の内訳量 城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 142t/年 社会福祉施設 142t/年	選 別	搬入者及び量 宇治市 142t/年	分別基準適合物量 スチール 64 t/年 アルミ 65 t/年 (計) 129 t/年	処理主体及び施設 城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (ストックヤード)	等	分別基準適合物量 スチール 64 t/年 アルミ 65 t/年 (計) 129 t/年	売却処分	その他
缶 類	宇治市 (直営・委託)	284 t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 142t/年 社会福祉施設 142t/年	宇治市 142t/年	スチール 64 t/年 アルミ 65 t/年 (計) 129 t/年	スチール 64 t/年 アルミ 65 t/年 (計) 129 t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (ストックヤード)	スチール 64 t/年 アルミ 65 t/年 (計) 129 t/年	業者 129 t/年		
びん類	宇治市 (直営・委託)	1,104 t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 1,104t/年	宇治市 1,104t/年	スチール 64 t/年 アルミ 65 t/年 (計) 129 t/年	スチール 64 t/年 アルミ 65 t/年 (計) 129 t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (ストックヤード)	スチール 64 t/年 アルミ 65 t/年 (計) 129 t/年	業者 511 t/年	指 定 法 人 111 t/年	
紙パック	宇治市 (直営)	23 t/年	社会福祉施設 23t/年	宇治市 23t/年	スチール 64 t/年 アルミ 65 t/年 (計) 129 t/年	スチール 64 t/年 アルミ 65 t/年 (計) 129 t/年	社会福祉施設	紙パック 23 t/年	業者 23 t/年		
ペットボトル	宇治市 (直営・委託)	509 t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 509t/年	宇治市 509t/年	スチール 64 t/年 アルミ 65 t/年 (計) 129 t/年	スチール 64 t/年 アルミ 65 t/年 (計) 129 t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (ストックヤード)	ペットボトル 409 t/年	指定法人 409 t/年		
プラスチック 製容器包装	宇治市 (直営)	1,789 t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 1,789t/年	宇治市 1,789t/年	スチール 64 t/年 アルミ 65 t/年 (計) 129 t/年	スチール 64 t/年 アルミ 65 t/年 (計) 129 t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (ストックヤード)	プラスチック製容器包装 1,442 t/年	指定法人 1,442 t/年		
段ボール	宇治市 (直営・委託) ・自治会等 (集団回収)	1,227 t/年	宇治市 (保管のみ) 古紙回収業者 1,227t/年	宇治市(保管のみ) 古紙回収業者 1,227t/年	スチール 64 t/年 アルミ 65 t/年 (計) 129 t/年	スチール 64 t/年 アルミ 65 t/年 (計) 129 t/年	宇治市古紙倉庫 再資源化施設	段ボール製容器包装 1,227t/年	業者 1,227 t/年		

* 分別基準適合物量：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量も含む。
 * 中間処理の選別後、発生した残さについては破碎処理又は埋立処分を行う。

その他の主な資源ごみ

種類	収 集 運 搬			中			間			理 等			最 終 処 分	
	処理区分	処理主体	量	搬入先の内訳量	処理主体及び施設	搬入者及び量	残さ量	処分方法	処理主体及び施設	搬入者及び量	再資源化施設	搬入者及び量	再資源化施設	搬入者及び量
廃家電製品 (不法投棄)		宇治市 (委託)	5 t/年	再資源化施設 5t/年	再資源化施設	宇治市 (委託) 5t/年		再利用						
廃家電製品		宇治市 (直営)	3 t/年	家電製品協会 指定引取場所 3t/年	家電製品協会 指定引取場所	宇治市 3t/年		再利用						
廃パソコン (不法投棄等)		宇治市 (直営・委託)	1 t/年	再資源化施設 城南衛生管理組合 1t/年	再資源化施設 城南衛生管理組合	宇治市 1t/年		再利用			再資源化施設			
廃食油		宇治市 (直営) 協力団体等	46,000 0/年	再資源化施設 46,0000/年	再資源化施設	業者 46,0000/年		再利用			再資源化施設			
ペットボトル キャップ		宇治市 (直営)	2 t/年	城南衛生管理組合 2t/年	再資源化施設	城南衛生管理組合 2t/年		再利用			再資源化施設			
蛍光管		宇治市 (直営)	1 t/年	城南衛生管理組合 1 t/年	再資源化施設	城南衛生管理組合 1 t/年		再利用			再資源化施設			
小型家電		宇治市 (直営)	6 t/年	再資源化施設 6t/年	再資源化施設	宇治市 (委託) 6t/年		再利用			再資源化施設			

(エ) 住民に対する広報・啓発活動

広報(発行頻度、内容等)

10回程度/年、分別排出方法、減量、リサイクル等

啓発活動

チラシの作成・配布
児童・幼児教育 (収集車両、紙芝居等を利用)
看板設置マスメディア (FMうじ等) による広報
宇治市ホームページによる広報
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に係る
分別排出等の啓発活動
出前講座

(オ) 中間処理施設の概要

・焼却施設

処 理 主 体	城南衛生管理組合	
施 設 名 称	クリーン21長谷山	(仮) 新折居清掃工場
所 在 地	城陽市富野長谷山1-270	宇治市宇治折居18
処 理 方 式	全連続燃焼式	全連続燃焼式
公 称 能 力	120 t / 日 × 2基	57.5 t / 日 × 2基

・破碎施設

処 理 主 体	城南衛生管理組合
施 設 名 称	リサイクルセンター長谷山
所 在 地	城陽市富野長谷山1-270
処 理 方 式	二軸低速回転式 縦型高速回転式
公 称 能 力	60t/日

・再資源化施設

処 理 主 体	城南衛生管理組合	
施 設 名 称	エコ・ポート長谷山	リサイクルセンター長谷山 プラスチック製容器包装資源化施設
所 在 地	城陽市富野長谷山1-270	城陽市富野長谷山1-270
公 称 能 力	46 t / 日	17t/日

(カ) 最終処分施設の概要

処 理 主 体	城南衛生管理組合	大阪湾広域臨海環境整備センター
施 設 名 称	グリーンヒル三郷山	泉大津沖埋立処分場
所 在 地	久御山町佐古梶石1-3	泉大津市夕風町地先
埋 立 方 式	サンドイッチ工法	—
埋 立 面 積	17,000m ²	2,030,000m ²
埋 立 容 積	200,000m ³	31,000,000m ³
残 余 量	106,000m ³	—

処 理 主 体	(一財) 宇治廃棄物処理公社	
施 設 名 称	(一財) 宇治廃棄物処理公社廃棄物埋立処分地	
所 在 地	宇治市池尾仙郷山6番地2	
埋 立 方 式	サンドイッチ工法	
埋 立 面 積	第1期～第3期処分地	123,459m ²
埋 立 容 積	第1期～第3期処分地	1,171,156m ³
残 余 量	—	

(2) 生活排水処理実施計画

(ア) 生活排水処理計画

区 分		処 理 主 体	区 域	人 口
1 計画処理区域内人口			市内全域	187,511
2 水洗化・生活排水処理人口				167,022
(1) コミュニティ・プラント		宇 治 市	志津川地区	0
(2) 合 併 処 理 浄 化 槽		個 人 等		19,707
(3) 下 水 道		宇 治 市 (公 共)	宇治川東岸－菟道等	59,577
		京 都 府 (流 域)	宇治川西岸－槇島町・小倉町・広野町等	87,738
(4) 農業集落排水施設				
3 水洗化・単独処理浄化槽 (生活排水未処理人口)		個 人 等		15,966
4 非水洗化人口	し尿収集	城南衛生管理組合		4,514
	自家処理	個 人 等		9
5 計画処理区域外人口				

(イ) し尿・浄化槽汚泥収集運搬計画

項 目 種 類	処 理 主 体	収集区域の範囲	収 集 回 数	備 考
し 尿	城南衛生管理組合 委託業者	市 内 全 域	おおむね20日毎収集	定期収集
	城南衛生管理組合 委託業者	市 内 全 域	随 時	臨時収集
浄 化 槽 汚 泥	城南衛生管理組合 許可業者	市 内 全 域	年1～2回	

(ウ) し尿・浄化槽汚泥処理フロー

処理区分 種類	収 集 運 搬			中 間 処 理				
	処理主体等	処理主体	量	搬 入 先	処理主体及び施設	搬入者及び量	残さ量	処分方法
し 尿		城南衛生管理組合 委託業者	5,816 kl/年	城南衛生管理組合 クリーンピア沢	城南衛生管理組合 クリーンピア沢	城南衛生管理組合 委託業者 5,816kl／年	56 t／年	埋立処分
浄 化 槽 汚 泥		城南衛生管理組合 許可業者	20,010 kl/年	城南衛生管理組合 クリーンピア沢	城南衛生管理組合 クリーンピア沢	城南衛生管理組合 許可業者 20,010kl／年	192 t／年	埋立処分

最 終 処 分	
埋 立 処 分	
処理主体及び施設	量
(一財) 宇治廃棄物処理公社 城南衛生管理組合 グリーンヒル三郷山	56 t/年
(一財) 宇治廃棄物処理公社 城南衛生管理組合 グリーンヒル三郷山	192 t/年

(エ) 処理施設の概要

・し尿処理施設

処 理 主 体	城南衛生管理組合
施 設 名 称	クリーンピア沢
所 在 地	八幡市八幡沢1
処 理 方 式	標準脱窒素処理方式＋高度処理
公 称 能 力	115kl／日

・最終処分場

処 理 主 体	城南衛生管理組合
施 設 名 称	グリーンヒル三郷山
所 在 地	久御山町佐古梶石1-3
埋 立 方 式	サンドイッチ工法
埋 立 面 積	17,000m ²
埋 立 容 積	200,000m ³
残 余 量	106,000m ³

処 理 主 体	(一財) 宇治廃棄物処理公社
施 設 名 称	(一財) 宇治廃棄物処理公社廃棄物埋立処分地
所 在 地	宇治市池尾仙郷山6番地2
埋 立 方 式	サンドイッチ工法
埋 立 面 積	第1期～第3期処分地 123,459m ²
埋 立 容 積	第1期～第3期処分地 1,171,156m ³
残 余 量	—

(揭示済)

宇治市告示第54号

市道路線の区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成30年4月1日から14日間

平成30年4月1日

宇治市長 山本 正

路 線 名	区 間	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
宇 治 橋 線	宇治妙楽53番地 宇治老番133番地の1	5.9 ～23.4	782.2	
J R 宇 治 駅 前 線	宇治宇文字17番地の16 宇治老番68番地	8.0 ～18.8	52.0	
J R 宇 治 駅 前 広 場 線	宇治宇文字29番地の2 宇治妙楽182番地の11	8.2 ～46.6	126.0	

宇 治 3 9 5 号 線	宇治宇文字2番地の1 宇治老番85番地の1	7.1 ～8.5	106.4	
宇 治 3 9 6 号 線	宇治妙楽179番地の2 宇治里尻5番地の12	5.8 ～6.6	30.0	

(揭示済)

宇治市告示第55号

収納の事務及び徴収の事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2、介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第5項の規定により、宇治市税の収納の事務、国民健康保険料の徴収の事務、介護保険料の収納の事務及び保育所保育料の収納の事務を、次の私人に委託したので、地方自治法施行令第158条の2第6項において準用する同令第158条第2項、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2第1項、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第45条の7第1項及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第8条第1項の規定により告示します。

平成30年4月2日

宇治市長 山本 正

(揭示済)

1 受託者の所在地及び名称

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号

地銀ネットワークサービス株式会社

東京都中央区日本橋一丁目1番1号

国分グローサースチェーン株式会社

東京都港区港南1丁目8番27号

株式会社しんきん情報サービス

北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地

株式会社セイコーマート

群馬県前橋市亀里町900番地

株式会社セーブオン

東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブンーイレブン・ジャパン

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

株式会社ファミリーマート

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

株式会社ポブラ

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

ミニストップ株式会社

東京都千代田区岩本町3丁目10番1号

山崎製パン株式会社

東京都品川区大崎1丁目11番2号

株式会社ローソン

2 委託事務

市税（市・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、
軽自動車税）の収納（現金の収納に限る。）

国民健康保険料の徴収（現金の徴収に限る。）

介護保険料の収納（現金の収納に限る。）

保育所保育料の収納（現金の収納に限る。）

3 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(揭示済)

宇治市告示第56号

平成30年度固定資産の価格等の登録について

固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の平成30年度の価格等の
全てを登録したので、地方税法（昭和25年法律第226号）第
411条第2項の規定により告示します。

平成30年4月2日

宇治市長 山本 正

(揭示済)

宇治市告示第58号

電線共同溝を整備すべき道路の指定の廃止について

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）
第3条第1項の規定により指定した電線共同溝を整備すべき道路
の指定を次のとおり廃止したので、同条第4項の規定により告示し
ます。

平成30年4月2日

宇治市長 山本 正

道路の種類	路線名	区 間	廃止年月日
宇治市道	宇治橋 若森線	（上下線） 宇治妙楽181番地の3から 宇治若森31番地まで	平成30年 4月1日

宇治市告示第59号

電線共同溝を整備すべき道路の指定について

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）
第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次の
とおり指定したので、同条第4項の規定により告示します。

平成30年4月2日

宇治市長 山本 正

道路の種類	路線名	区 間	指定年月日
宇治市道	宇治橋線	（上り線） 宇治妙楽175番地の1から 宇治若森115番地まで （下り線） 宇治妙楽53番地から 宇治若森135番地の1まで	平成30年 4月1日
宇治市道	J R 宇治 駅前線	（上り線） 宇治宇文字15番地の11から 宇治若森70番地まで （下り線） 宇治宇文字17番地の16から 宇治若森68番地まで	平成30年 4月1日
宇治市道	J R 宇治 駅前広場 線	宇治宇文字29番地の2から 宇治妙楽182番地の11まで	平成30年 4月1日

(揭示済)

宇治市告示第62号

宇治市収納代理金融機関の名称変更について

宇治市収納代理金融機関に指定している株式会社三菱東京UFJ
銀行から、名称変更の届出がありましたので次のとおり告示しま
す。

平成30年4月13日

宇治市長 山本 正

1 変更前の名称

株式会社三菱東京UFJ銀行

2 変更後の名称

株式会社三菱UFJ銀行

3 変更の期日

平成30年4月1日

4 収納業務取扱店舗

当該銀行の国内所在の本支店



宇治市公告第9号

J R 複線化事業関連（菟道出口）送水管改良工事に係る条件付一般競争入札
について

J R 複線化事業関連（菟道出口）送水管改良工事について、条件付一般競争入札
を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）
による電子入札対象案件です。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 JR複線化事業関連（菟道出口）送水管改良工事
 (2) 工事場所 宇治市菟道出口地内ほか
 (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

配管工（夜間）

D I P - N S φ 5 0 0 ~ φ 7 5 L = 1 2 2 . 6 m

D I P - G X φ 2 5 0 ~ φ 7 5 L = 3 5 . 7 m

D I P - K φ 2 5 0 ~ φ 2 0 0 L = 2 . 6 m

H I V P φ 5 0 L = 3 . 3 m

鋳鉄管用断水切替弁設置工 φ 5 0 0 × φ 5 0 0 N = 1 箇所

鋳鉄管用断水特殊分岐工 φ 5 0 0 × φ 5 0 0 N = 1 箇所

弁栓類 φ 5 0 0 ~ φ 7 5 N = 9 基

鋳鉄管撤去工 φ 5 0 0 ~ φ 5 0 L = 5 7 . 1 m

推進工 φ 8 0 0 L = 2 3 . 5 m

- (4) 工 種 水道施設工事
 (5) 工事期間 契約日から平成31年3月15日まで 310日間
 (6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
 (3) 4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
 (5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
 (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を水道施設工事について受けている単体企業であること。
 (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価通知における水道施設の総合評定値（P）が750点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
 (9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
 ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
 (10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

- (11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

- (2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書

- ② 配置予定現場代理人調書

（配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

- (3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

- (1) 確認申請書及び関係書類の配布

- ① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（開庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

- ② 配布期間

平成30年3月30日 午前9時から

平成30年4月5日 午後2時まで

- ③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

- (2) 確認申請書の提出

- ① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

- ② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課

- ③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

平成30年3月30日 午前9時から

平成30年4月5日 午後2時まで

- (3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

- ① 審査結果は、平成30年4月17日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書

を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(4) その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

- ① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。
- ② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書の受付期間内（開庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

(2) 配布期間

平成30年3月30日 午前9時から
平成30年4月25日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はファックスにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課
FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

平成30年3月30日 午前9時から
平成30年4月18日 正午まで

(4) 回答

回答については、平成30年4月20日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

平成30年4月24日 午前9時から午後6時まで
平成30年4月25日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

平成30年4月26日 午前9時

8 入札書の提出方法

- (1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

- (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

- (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、176,796,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。
なお、最低基準価格は、145,994,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成4年宇治市水道事業管理規程第14号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

- (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

- (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

- (4) 東日本大震災の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

- (5) 本件は、平成30年3月16日付け「平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について」による特例措置対象案件とする。

- (6) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得及び

宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課
郵便番号 611-8501
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話番号 0774-20-8716
FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第6号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

平成30年3月29日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

開会日時 平成30年3月30日 午前8時00分

開会場所 宇治市役所601会議室

- 付議事項
- 1 会議録署名委員の指名について
 - 2 会期について
 - 3 専決事項の報告について
 - 4 宇治市立幼稚園規則の一部を改正する規則を制定するについて
 - 5 宇治市総合野外活動センター規則の一部を改正する規則を制定するについて
 - 6 宇治市巨椋ふれあい運動ひろば規則の一部を改正する規則を制定するについて
 - 7 宇治市巨椋ふれあい運動ひろば利用者登録カードの交付等に関する規則の一部を改正する規則を制定するについて

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業告示第5号

収納の事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道料金等の収納の事務を、次の私人に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示します。

平成30年4月2日

宇治市長 山本 正

- 1 受託者の所在地及び名称
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
地銀ネットワークサービス株式会社
東京都中央区日本橋一丁目1番1号
国分グローサースチェーン株式会社
東京都港区港南1丁目8番27号
株式会社しんきん情報サービス
群馬県前橋市亀里町900番地
株式会社セーブオン

北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地

株式会社セイコーマート

東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブンーイレブン・ジャパン

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

株式会社ファミリーマート

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

株式会社ポプラ

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

ミニストップ株式会社

東京都千代田区岩本町3丁目10番1号

山崎製パン株式会社

東京都品川区大崎1丁目11番2号

株式会社ローソン

2 委託事務

上水道料金及び下水道使用料の収納（現金の収納に限る。）

3 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(揭示済)

宇治市上下水道事業告示第6号

宇治市上下水道事業収納取扱金融機関の名称変更について

宇治市上下水道事業収納取扱金融機関の事務取扱を次のとおり変更したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により告示します。

平成30年4月13日

宇治市長 山本 正

- 1 変更前の名称
株式会社三菱東京UFJ銀行
- 2 変更後の名称
株式会社三菱UFJ銀行
- 3 変更の期日
平成30年4月1日